

第2章

人と環境にやさしいまちづくり



第2章 人と環境にやさしいまちづくり

1 豊かな自然環境の保全・再生と活用

施策 1 自然環境の保全…………… 自然環境

施策 2 環境美化の推進…………… 環境美化

自然環境

現状分析 生活様式の変化や地球温暖化などにより自然が損なわれ、多様な生態系が失われつつあります。

達成目標 多様な生態系の保全をめざします。

施策 1 自然環境の保全

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
にぎわい里山づくり団体認定数・認定面積	団体 ha	16 109						23 141
保護樹木・樹林の指定数	本 カ所	樹木31 樹林20						39 25

取り組み

- ・ 環境関係協議会の活動を支援します。
- ・ 市民活動促進などによる里山の活用を図ります。
- ・ 「河辺いきものの森」の利用促進と環境学習を推進します。
- ・ 伊庭内湖の保全活動を推進します。
- ・ 野生動物保護地区の指定に取り組みます。
- ・ 保護樹木及び保護樹林の指定に取り組みます。

主な事業

- 環境対策推進事業
- 里山保全活動推進事業
- 河辺いきものの森管理運営事業
- 環境啓発事業

環境美化

現状分析 回収が困難な場所への不法投棄や、散在性ごみが後を絶たず、環境の悪化を招いています。

達成目標 不法投棄や散在性ごみを減らすことをめざします。

施策2 環境美化の推進

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
不法投棄件数	件/年	151						121

取り組み

- ・ 廃棄物不法投棄監視員によるパトロールを強化します。
- ・ 不法投棄重点箇所の監視・取締りを強化します。
- ・ 環境美化推進員による散乱ごみの回収や啓発を推進します。
- ・ ボランティアや地域団体によるごみ回収を支援します。
- ・ 環境美化活動を啓発します。

主な事業

美化推進対策事業

市民活動情報 No.7

里山保全活動

にぎわい里山づくり団体では、地域の里山を保全するため、間伐、倒木の処理、竹林処理、散策道の整備等の活動を行なわれています。

市民活動情報 No.8

里山保全と環境学習

NPO団体「遊林会」では、市民ボランティアで河辺いきものの森を保全し、自然体験活動や環境学習を行なわれています。

市民活動情報 No.9

国定公園の清掃

滋賀県労働者山岳連盟では、鈴鹿国定公園の登山道のごみを回収する、清掃登山を行なわれています。

市民活動情報 No.10

野生保護地区の保全

自然保護団体では、希少動植物が生息する地域を保全するため、啓発・観察等の活動を行なわれています。

市民活動情報 No.11

保護樹木・樹林の保全

自治会などでは、保護樹木・樹林の保全や清掃活動を行なわれています。

市民活動情報 No.12

伊庭内湖の保全

市民団体や自治会等では、内湖の水質保全のため、ヨシ刈作業や清掃活動、また、生態系の保全のため、外来植物や外来魚の駆除作業を行なわれています。

市民活動情報 No.13

環境美化活動

さわやか環境づくり協議会では、循環型社会の実現をめざしたエコライフの啓発のため、廃食油回収、清掃活動、各種環境学習会を開催されています。

市民活動情報 No.14

散在性ごみ・不法投棄回収

環境ボランティアの会やまちづくり協議会では、後を絶たない散在性ごみや不法投棄の回収活動を行なわれています。

■ 関連する主な個別計画
・ 東近江市環境基本計画(H21～H30)

第2章 人と環境にやさしいまちづくり

2 環境にやさしい循環型社会の構築

施策1 ごみの適正処理 …………… 廃棄物対策

施策2 合併浄化槽の適正管理

施策3 エネルギーの有効活用 …………… 地球温暖化対策



廃棄物対策

現状分析 資源ごみのリサイクル率が伸び悩んでいます。

達成目標 資源循環型社会に対する市民意識をさらに高め、実行できるまちをめざします。

施策1 ごみの適正処理

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
一般廃棄物排出量	t/年	35,266 (H20)						30,329
ごみのリサイクル率	%	14.1 (H21)						18.0

取り組み

- ・ 中部清掃組合、湖東広域衛生管理組合及び愛知郡広域行政組合においてごみを適正に処理します。
- ・ ごみ処理体制を見直し、分別方法の統一化に向けて取り組みます。
- ・ ごみの出し方や分別を啓発します。
- ・ ごみステーションの設置を支援します。
- ・ ごみ減量化システムの構築を検討します。
- ・ 家庭ごみの有料化を検討します。
- ・ 資源回収・資源分別活動を推進します。
- ・ 生ごみ減量化、堆肥化を推進します。
- ・ 市民持込み型分別拠点回収を推進します。

主な事業

- 廃棄物処理対策事業
- 廃棄物減量化推進事業

現状分析

し尿処理量の減少とともに、処理施設が老朽化しています。また、維持管理が十分でない合併浄化槽から排出される水質保全が問題となっています。

達成目標

衛生的な暮らしができるまちをめざします。

施策 2 合併浄化槽の適正管理

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
合併浄化槽法定検査(法第 11 条)の受検率	%	23.2						70.0

取り組み

- ・ 八日市布引ライフ組合及び湖東広域衛生管理組合においてし尿を適正に処理します。
- ・ 広域行政組合の合理化と処理施設の改修を検討します。
- ・ 下水道区域外における合併浄化槽による汚水処理を支援します。
- ・ 合併浄化槽検査の受検推進を啓発します。

主な事業

し尿処理対策事業



現状分析 地球温暖化防止のための取り組みや、市民の意識が広がっています。

達成目標 市民の意識をさらに高め、CO₂削減やエネルギー利用の抑制を図り、環境への負荷の軽減をめざします。

施策3 エネルギーの有効活用

担当部： 市民環境部／産業振興部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
廃食油の回収量・BDF製造量	リットル	廃食油 28,571 BDF 14,065						50,000 32,800
住宅用太陽光発電普及率	%	4						6

取り組み

- ・ 菜の花エコプロジェクトを推進します。
- ・ 三方よし環境にやさしい暮らしの普及促進事業（家庭の自然エネルギー導入）を推進します。
- ・ 新エネルギーの啓発及び学習を進めます。
- ・ バイオマスエネルギー・自然エネルギーの導入に取り組みます。
- ・ 緑のカーテンなど身近にできる地球温暖化防止活動を普及啓発します。

主な事業

- 菜の花エコプロジェクト推進事業
- 地球温暖化対策推進事業

市民活動情報 No.15

ダンボールコンポスト普及事業

南部地区まちづくり協議会では、生ごみ減量化を推進するため、講習会などを開催し、ダンボールコンポストによる生ごみ処理の普及活動に取り組んでおられます。

市民活動情報 No.17

資源ごみ・金属性粗大ごみ回収

各自治会や、PTA、女性会、まちづくり協議会等では、ごみの減量化やリサイクルの推進のため、資源ごみ（古紙など）や金属性粗大ごみの回収を行なわれています。

市民活動情報 No.19

環境・農業等の体験学習

NPO法人愛のまちエコクラブでは、環境学習や、農業体験等の体験学習に取り組んでおられます。

市民活動情報 No.21

新エネルギーの普及啓発

市民による活動グループが、出前講座や子どもたちへの学習会等を通じて、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーに関する普及啓発に取り組んでおられます。

市民活動情報 No.23

東近江 SUN 讚プロジェクト

八日市商工会議所や東近江市商工会などが連携し、「エネルギーの地産地消」をめざして、太陽光発電の普及拡大や三方よし商品券を活用した地域循環の仕組みづくりに取り組んでおられます。

市民活動情報 No.16

共同利用型コンポスト普及事業

蒲生地区まちづくり協議会では、生ごみ減量化を推進するために、講習会などを開催し、共同利用型コンポストによる生ごみ処理の普及活動に取り組んでおられます。

市民活動情報 No.18

廃食油のリサイクル

NPO法人愛のまちエコクラブでは、廃食油を回収し、BDFの精製や粉石けんづくり（愛のまちエコライフ）を行なわれています。

市民活動情報 No.20

グリーン購入学習会

さわやか環境づくり協議会では、環境にやさしいグリーン商品の購入の普及と促進のため、学習会の開催や、スーパーなどと連携した体験学習に取り組んでおられます。

市民活動情報 No.22

BDFの利用促進

市内の営農組織や、コミュニティバス、工場等では、廃食油から精製されたBDF（バイオディーゼル燃料）を使用されています。

■ 関連する主な個別計画

- ・ 東近江市環境基本計画(H21～H30)
- ・ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(H19～H34)
- ・ 湖東地域一般廃棄物処理基本計画(H18～H32)
- ・ 東近江市ごみ減量基本計画(H24～H33)
- ・ 東近江市生ごみ等リサイクル基本方針(H18～)
- ・ 東近江市生活排水処理基本計画(H24～H33)
- ・ 東近江市バイオマスタウン構想(H23～H27)
- ・ 東近江市次世代エネルギーパーク構想(H21～H25)

第2章 人と環境にやさしいまちづくり

3 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり

- 施策 1 緑化の推進…………… 緑化景観
- 施策 2 良好な景観の形成…………… 景観形成
- 施策 3 公害防止対策の推進…………… 環境衛生
- 施策 4 斎場・墓地の適正管理
- 施策 5 狂犬病予防対策
- 施策 6 適正な公園の整備、維持…………… 公園
- 施策 7 市営住宅の計画的な整備…………… 住宅



緑化景観

現状分析 緑の少ない市街地はヒートアイランド現象の助長や、季節感の喪失を招き、自然と共生しななければならない市民の心を阻害する要因になっています。

達成目標 まちに緑があふれ、市民がより優しい心をもつことをめざします。

施策 1 緑化の推進

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
花いっぱい運動の活動団体数	団体	51						70

取り組み

- ・「あゆみの樹」事業*を推進します。
- ・街の木植栽や花いっぱい運動を進める緑の街づくり事業を推進します。
- ・緑の少年団活動を支援します。
- ・生活環境緑化(苗木の配布)を推進します。
- ・公共施設の緑化を推進します。

主な事業

緑化推進事業

*「あゆみの樹」事業：婚姻届・出生届を出された方に記念樹を贈る事業。



現状分析

鈴鹿から琵琶湖まで多様で個性豊かな風景に恵まれていますが、人々の価値観の多様化や生活様式の変化、都市化の進展に伴って、恵まれた風景が損なわれる危険性もあります。

達成目標

市民共有の財産である景観を次世代へ継承するとともに、さらに魅力ある風景づくりをめざします。

施策 2 良好な景観の形成

担当部： 都市整備部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
景観形成重点地区の指定数	地区	0						2
景観重要建造物の指定数	件	0						5

取り組み

- ・ 森林景観と調和した開発・建築の規制・誘導を図ります。
- ・ 田園風景と調和した建物・工作物の規制・誘導を図ります。
- ・ 市街地の特色に合った建物・工作物の規制・誘導を図ります。
- ・ 地区計画などを活用し住宅地景観を形成します。
- ・ 「景観形成重点地域」「景観形成重点地区」を指定します。
- ・ 「景観重要建造物」「景観重要樹木」を指定します。
- ・ 屋外広告物の適正な設置を指導します。
- ・ 違反広告物の除却を推進し、美観の形成を図ります。

主な事業

景観形成事業

現状分析 工場や事業所では、環境保全のため各種環境基準などを守り経済活動が行われていますが、苦情などが発生しています。

達成目標 市民にとって公害などのない良好な生活環境をめざします。

施策 3 公害防止対策の推進

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
公害苦情件数	件	249						224

取り組み

- ・ 河川、大気、水質等の環境調査を実施します。
- ・ 公害の発生源を調査し原因者へ指導します。
- ・ 工場に対してパトロールや指導をします。
- ・ 公害防止と緑の協定を締結します。
- ・ 公害防止を啓発します。

主な事業

環境調査事業

現状分析 斎場施設の老朽化が進んでいます。また、墓地区画が不足しています。

達成目標 火葬や墓地の需要に適切に対応できるまちをめざします。

施策 4 斎場・墓地の適正管理

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
布引斎苑中規模改修整備	—	—			完了	—	—	—

取り組み

- ・ 八日市布引ライフ組合及び愛知郡広域行政組合において、火葬を適正に運営、管理します。
- ・ 広域行政組合の合理化と施設の改修を検討します。
- ・ 布引山霊苑及び能登川墓地公園を適正に管理します。
- ・ 墓地確保について検討します。

主な事業

斎場・墓地管理運営事業

現状分析

狂犬病予防接種率の低下により、感染の危険性が高まっています。また、犬の放し飼いや散歩時のふんの放置に対する苦情があります。

達成目標

飼い主のマナーが良いまちをめざします。

施策5 狂犬病予防対策

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
狂犬病予防注射の接種率	%	63						70

取り組み

- ・ 畜犬登録を推進します。
- ・ 狂犬病予防接種を推進します。
- ・ 犬の飼育に関する市民啓発に取り組みます。

主な事業

狂犬病予防事業



公園

現状分析

都市公園及びその他の公園の遊具が老朽化しています。また、市街地での公園が不足しています。

達成目標

市民の憩いの場となり、子どもが安心して遊べる、安全で良好な公園があるまちをめざします。

施策6 適正な公園の整備、維持

担当部： 都市整備部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
都市公園の面積	ha	78.9						80.1

取り組み

- ・ 都市公園やその他の公園を適正に管理します。
- ・ 自治会による児童遊園の管理を支援します。
- ・ 市街地における都市公園を整備します。

主な事業

公園緑地管理事業
公園緑地整備事業



現状分析

市営住宅は、小規模団地が多く維持管理効率が悪くなっています。また、耐用年数を経過した住宅が多く、更新時期を迎えています。

達成目標

市営住宅の計画的、効率的な維持管理を進め、安全で快適な住宅供給をめざします。

施策 7 市営住宅の計画的な整備

担当部： 都市整備部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
市営住宅建替等改善率	%	42						87

取り組み

- ・市営住宅の計画的な改修、建替等を行います。
- ・市営住宅を適正に管理します。

主な事業

住宅管理事業

市民活動情報 No.24

緑の街づくり事業

市民や自治会、事業所などにおいて、「緑の湖」といえるまちとなるよう、緑化活動が行われています。

市民活動情報 No.25

児童遊園の管理

児童遊園がある自治会では、日常点検や管理を行っています。

■ 関連する主な個別計画

- ・東近江市環境基本計画(H21～H30)
- ・東近江市景観計画(H22～)
- ・東近江市風景づくり基本計画(H22～)
- ・東近江市住宅マスタープラン(H19～H28)
- ・地域住宅計画(東近江地域)(H22～H25)
- ・東近江市公営住宅等長寿命化計画(H23～H32)

第2章 人と環境にやさしいまちづくり

4 災害に強いまちづくり

施策 1 防災・減災対策の充実…………… 防災

施策 2 耐震化の推進

施策 3 消防体制の充実…………… 消防



防災

現状分析

大規模災害時において、被害の拡大を防ぐために、国、県、市の対応だけでは限界があります。また、近年、滋賀県内で大規模な自然災害が発生していないため、防災意識が低いことが懸念されています。

達成目標

自主防災体制と危機管理体制が整った、防災意識の高いまちをめざします。

施策 1 防災・減災対策の充実

担当部： 総務部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
自主防災組織の組織率	%	72.1						80.0以上

取り組み

- ・ 防災訓練の実施や防災研修会を開催します。
- ・ 自主防災組織の設置促進と活動を支援します。
- ・ 自主防災組織の資機材整備を支援します。
- ・ 自主防災組織間の交流活動による活性化の取り組みを支援します。
- ・ 災害図上訓練の講師を養成し、地域で効果的に実施します。
- ・ 防災行政無線を適正に管理します。
- ・ 災害用資機材を整備します。
- ・ 非常用食糧などの備蓄を進めます。
- ・ 県防災ヘリコプターの運行を支援します。
- ・ 災害時応援協定の締結を図ります。
- ・ 防災ハザードマップを普及啓発します。
- ・ 防災アセスメントを実施し、原子力災害対策も含めて「地域防災計画」を見直します。
- ・ 防災拠点を整備します。

主な事業

防災対策事業

現状分析 市内には旧耐震基準の建物が全体の約3割存在しています。

達成目標 地震災害に強いまちをめざします。

施策2 耐震化の推進

担当部： 都市整備部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
特定建築物耐震化率	%	13.6						100

取り組み

- ・ 旧耐震基準の木造住宅の耐震診断、改修を支援します。
- ・ 緊急輸送道路沿道住宅の耐震改修を支援します。
- ・ 高齢者世帯の耐震改修を支援します。
- ・ 滋賀県産材を活用した耐震改修を支援します。
- ・ 既存住宅の耐震化を啓発します。
- ・ 公共施設の耐震化を進めます。
- ・ 建築基準法に基づく審査を行い、適正な建築計画を指導します。
- ・ 違反建築物の是正を指導します。

主な事業

建築物地震対策推進事業
公共施設営繕事業
建築確認事業

現状分析 火災発生件数の大幅な減少は見られません。また、二つの広域行政組合での消防体制を敷いていることから、効率的な消防体制を取りにくい状況があります。

達成目標 市民の火災予防意識と消防力が高く、最適な地域消防力があり、火災が少ないまちをめざします。

施策 3 消防体制の充実

担当部： 総務部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
人口 1 万人当たりの出火件数(出火率)	件/年	2.4						2.0

取り組み

- ・ 消防本部を統合します。
- ・ 消防団の再編に取り組みます。
- ・ 防火意識の啓発を強化します。
- ・ 消防車両などを計画的に整備します。
- ・ 消火栓、耐震性防火水槽の整備を推進します。
- ・ 地域の消防防災設備の整備を支援します。

主な事業

- 常備消防事業
- 非常備消防事業
- 消防施設整備事業

市民活動情報 No.26

自主防災組織

自治会などの単位で自主防災組織を組織し、防災訓練の実施、災害用資機材の整備、地域防災マップの作成や災害時の要援護者避難への対応などの取り組みが行われています。

市民活動情報 No.27

災害時応援協定

災害時における様々な応急復旧活動に関する人的・物的支援について、市と企業・団体が応援協定を締結しています。

■ 関連する主な個別計画

- ・ 東近江市地域防災計画(H17～随時見直し)
- ・ 東近江市国民保護計画(H18～随時見直し)
- ・ 東近江市既存建築物耐震改修促進計画(H20～H27)

第2章 人と環境にやさしいまちづくり

5 地域の安全を守るまちづくり

- 施策1 防犯対策の充実…………… 防犯
- 施策2 交通安全運動の推進…………… 交通安全
- 施策3 交通安全施設の整備
- 施策4 消費生活相談・啓発の推進…………… 消費生活



防犯

現状分析 犯罪が多様化している状況に対する認識が低く、刑法犯認知件数が、増加傾向となっています。

達成目標 市民の防犯に対する意識が高く、犯罪の少ないまちをめざします。

施策1 防犯対策の充実

担当部： 総務部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
人口1万人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)	件/年	100.7						80.0

取り組み

- ・ 防犯灯の設置を推進します。
- ・ 東近江・愛知地区の防犯自治会を育成支援します。
- ・ 防犯情報の発信を推進します。
- ・ 自治会、学校等への防犯活動の推進を啓発します。
- ・ 関係機関の連携による防犯体制強化を図ります。
- ・ 安全なまちづくり自主活動団体を支援します。

主な事業

防犯対策事業

現状分析 交通事故発生件数、負傷者数は減少傾向ですが、高齢者の事故件数が増加しています。

達成目標 高齢者の交通事故をはじめ、交通事故が少なく、交通弱者にとって安全なまちをめざします。

施策 2 交通安全運動の推進

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
交通安全教室参加者数	人/年	8,156						8,200
高齢ドライバー事故率	%	14.6						14.1

取り組み

- ・交通安全教室などを充実します。
- ・交通安全団体の活動を支援します。
- ・交通災害共済への加入促進を図ります。
- ・高齢者の交通安全対策の充実を図ります。
- ・関係機関と連携し交通安全施策を推進します。

主な事業

交通安全対策事業

施策 3 交通安全施設の整備

担当部： 都市整備部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
通学路(国・県・市道)における歩道及び歩道帯整備率	%	26						30

取り組み

- ・カーブミラーや区画線・防護柵等を整備します。
- ・通学路における歩道帯の整備をします。

主な事業

交通安全施設整備事業

現状分析 消費者問題が増加しており、消費者に関するトラブルや多重債務相談が多く寄せられています。

達成目標 消費者意識が高く、消費者トラブルが少ないまちをめざします。

施策 4 消費生活相談・啓発の推進

担当部： 市民環境部

指標名	単位	基準値 H22	H23	H24	H25	H26	H27	目標値 H28
消費生活啓発員登録者数	人	30						40

取り組み

- ・消費生活相談を充実します。
- ・消費生活啓発員を育成・支援します。
- ・消費生活学習会を充実・支援します。
- ・消費者問題の啓発を充実します。
- ・消費者教育を推進します。

主な事業

消費生活対策事業

市民活動情報 No.28

防犯活動

東近江・愛知地区防犯自治会では、防犯の街頭啓発や研修会(講演会)等を行なわれています。

市民活動情報 No.29

交通安全教室

東近江市カンガルークラブ連絡協議会では、園児の交通安全教育を行われています。

市民活動情報 No.30

交通安全啓発

交通安全シルバー指導員の方々は、高齢者の交通事故防止のリーダーとして活動されています。

市民活動情報 No.31

消費生活啓発活動

消費生活啓発員の方々は、消費生活に関する学習会を開催されています。

■ 関連する主な個別計画
・東近江市交通安全計画(第9次)(H23～H27)